

(仮称) 北海道子ども基本条例案の概要

資料 1 - 2

保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課

制定の趣旨

子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に資するよう、子ども施策の推進に関し、基本理念を定め、道の責務等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体で子ども施策を総合的かつ計画的に推進する。

制定動機

- ・ 国では、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「子どもまんなか社会」の実現に向けて、令和 5 年 4 月に子ども基本法が施行された。
- ・ 道においても、同法が目指す、子どもの権利擁護などの基本理念を踏まえた新たな条例を制定する。

制定の内容

総則	○ 目的：子ども施策を総合的・計画的に推進し、「子どもまんなか社会」の実現に寄与する。
	○ 基本理念：「差別の禁止」や「子どもの意見尊重」など子どもの権利保障（子どもの権利条約 4 原則）などを規定
	○ 道の責務等：子ども施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する道の責務について規定 その他保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び道民の役割を規定
基本的施策	○ 子ども計画の策定：子ども施策を総合的・計画的に推進するため、計画を定める。
	○ 子ども施策に対する子ども等の意見の反映：子ども・若者の意見を子ども施策に反映させるため、意見聴取等の措置を講ずる。
	○ こどもの社会参加の促進 ○ 推進体制の整備
	○ こどもの権利の周知及び擁護：こどもの権利に係る道民への周知や子ども等からの相談に対応する支援体制の充実 などを規定
	○ こどもの居場所づくり ○ 財政上の措置
審議会	北海道における子ども施策の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道子ども施策審議会を設置（※既存条例から移設）

施行期日

令和 7 年 4 月 1 日